○厚生労働省令第八十二号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第二十七条第一項、 第百条第一項及び第百十三条の規定

に基づき、 電離放射線障 害防 止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止 規則 (昭 和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

晶 しは 五. 年 体 年間につき五百ミリシーベ け れ 受けるも 事 業者 ばならない。 は、 \mathcal{O} ĺŹ 放 つ 射線業務従 11 ては ル 五年間 ベルトを、 事者 \vdash を、 に 0) を、それぞれ超えないようににつき百ミリシーベルト及びの受ける等価線量が、眼の水気 第 五条 晶

皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシー体に受けるものについては一年間につき百五十ミリシー

事

業者

は、

放

射

線

業

改

正

前

系務従事

者

 \mathcal{O}

受

け

る

等

価

線

量

が

眼 ベ

ルのト水

 \vdash

それぞれ超えない

ようにし

なければならない

改

正

後

0) 測 定

八条 略

2 う < ŧ ル線量当量の \vdash 前 のとする。 よる線量を算定するために 種 ル 項 線量当量、 の規定による外部被ばくによる線 類及びその うち、 三ミリメ 有するエ 実効線量 ネ] ル 1 適切 及び ギ ル 1 線量当 と認 等 \mathcal{O} 値 価 めら 温線量の 量及び七十マイクロ量の測定は、一セン に 基づ れるものについて行 別に き 当応じ 三該外部被ば センチメ メ ĺ

3 5 6

0 測定 結 果 Ò 確 認、 記 録等)

九

2 五 なく、 年間 これを三十年 すときは、こ 果に基づき、 業者は、 保存した後におい 厚生労働 、後において、厚生労働大臣が指定する機関に引きー間保存しなければならない。ただし、当該記録をス働大臣が定める方法により算定し、これを記録し 次の 0) 条 限りでない。 各号に掲げる放 項 、又は第 Ŧ. 項 射線業務従事者の線量を、 \mathcal{O} 規定に よる測定又は計 算 遅 \mathcal{O}

水 晶 体 体に (T) の (略) 受け 織 別 た等 0 等 価 価 線量 線 量 に の三月ごと及 あ 2 7 は 三月 び ごと 年ごとの 年ごと及 合 計

> 線 の測 定

八条

略

2 測 に Ì ただし、 いては、 定器 0 \vdash 前 項の規定による外部 い ル線量当量 て行うも を 装 着 次 Z 項 セ 一及び七 0) せ ン 0) ・チメ とする。 規 7 行う測 定に 十マイ] により 被ばくによる線 1 定は、 ル - クロ 線量当量) 同 メ 七 項 <u>|</u>| | 第三号に + 7 に ル線量当量 量 イ 一の測 ク つ いて 口 掲 げ 定 メ る部 は、 行うものとする 中 \vdash 線量当 性子 セ 放射線 · 線 に チ 量

3 ς 6

0) 測 定 結 果 0 確 記 録

九条

2 五年間 渡すときは、この 滞 結果に基づき、 これを三十年間 なく、 事業者 保存した後に 厚生労働 は、 前 次の各号に掲げる放射線業務 において、厚生労働大臣が指定する機関に引き、保存しなければならない。ただし、当該記録を、大臣が定める方法により算定し、これを記録し 限 りでい 項 て、 ない。 文は 第五 0 規定に よる測 従事者の 定 線 量 を、 し遅の

5

体 0) 組 織 別 0 等 価 線 量の三月ごと及び一 年ごとの合

3

3 六 (略)

標達	售	字	体	
----	---	---	---	--

_	桪	法式第2号(第58	条関係	系) (表面)									標準字体				
					電	離放身	討線	建康	診	折約	果幸	6告	書		2 3	4 5	6 7	8 9
帳票種別		303	0	7		労働保険番号		都近	首府県	所掌	管轄		基件	番号	枝番	身 被一	括事業	場番号
対	Į	7:平成 9:令和	元号	年 1~9年は右	(月~	月分)	(報告	回目)	傾	診年力	月日		7:平成 9:令和 L 数5	元号 【 】 【 】 【 】	年 -9年は右 <u>1~9</u>	月 	
事	業	の種類								事	革業 場	の名	称					
事美	- 送場	の所在地	郵便	番号	()				•			•	電話		()	
機	関	診断実施 の名称 所在地										在籍	善労働	計者数				人
		方働者数		男	女 人 女	Д	IME IME			線源の種		線源コー	ド] 本的内	線源コー	F.	線源コー	ř	
(受診	所見(見者数		,	Λ.	人				類		(÷μ3r	147)
	1	検出限り	界	男男	による区分 人女	,		出限界	晶体の 男	等価線	量によるD 人 女		人	検出限界	を 膚の等価 男	線量による区 人	女	人
受	•	未満の利	首	計)	*	満の者	計				人	未満の者	計			
診		5 ミリ シーベ/	ル	男	人女	,		ミリ ーベル	男		人女		人	150ミリ シーベル	男	人	女	人
労-	2	ト以下の 者 (1 を 除く)		計			者除	以下の (1を く)	計] ,	ト以下の 者(1を 除く)	計			
	3	5ミリ シーベル トを超 20ミリ	え	男	人 <u>女</u>		シ ト 50	ミリ ーベ起え をリ ーベル	男			<u> </u>	人 I	150ミリ シーベル トを超え 500ミリ シーベル	男	<u></u>	女 1厂1厂	
働_		シーベ/ ト以下の 者 20ミリ		計		<u> </u>	F.	以下の	計				人	ト以下の者	計			
者	4	シーベ/ トを超/ 50ミリ シーベ/	え	男			シ	ミリ ーベル を超え	男	Г		<u> </u>	1	500ミリ シーベル トを超え	男		<u> </u> 	^人 了
		ト以下の 者		計		<u> </u>	S:	者 	計					る者 	計			
数	5	50ミリ シーベル トを超れ る者		男					_	_		_	_					
						ىر 📙												
^° _	-ÿ],	総ペーミ	ブ	産業医	氏 所属医療機 名称及び所												Œ	
		年	Ē	月	日		事	業者職」	氏名						,/	gereter en	*********	***************************************
				労働	基準監督署	- 長殿									-	巫 1	<u>'</u>	Ì

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二 条 電 離放射線障害防止規則第四条第一項に規定する放射線業務従事者のうち、 遮蔽その他の適切な放

射 線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が五年間につき百ミリシーベルトを超える

おそれ (T) ある医師 であって、その行う診療に高 度 父の専門が 的 な 知識経験を必要とし、 かつ、 そのため É 後任

者を容り 易に得ることができない Ł \mathcal{O} を使用す る事 業者に 対するこの省令による改 Ē 後 \mathcal{O} 電 離 放射 線 障 害 防

止 規則 (以 下 「新規則」という。 第五条第一 項の規定の適用につい ては、 この省令の施行の日 か . ら令 和

五 年三月三十一日までの間、 同項中 「五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリ ル

<u>|</u> とあ るのは、 「一年間 につき五十ミリシーベルト」とする。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受け る者に 対す る令和 五. 年 匹 月一 日 か ら令和 八年三月三十一 日 ま で \mathcal{O} 間 に お け る新

規則第五 一条第一 項の 規定の適用につい ては、 同項中 「五年間につき百ミリシーベルト」 とあるの は、 \equiv